

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 5 月 20 日（火）第3009号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

監 査 委 員 公 表

○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表

（監査委員事務局取扱い） 1

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 7 号

平成25年 3 月 29 日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき，平成26年 4 月 22 日付け財第 8 号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第 6 項の規定により，次のとおり公表する。

平成26年 5 月 20 日

鹿児島県監査委員 弓指博昭
同 橋口和博
同 岩崎昌弘
同 青木 寛

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置
監査テーマ 私債権（一般会計及び特別会計における長期延滞債権を中心とする。）に関する財務事務の執行について

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|--|
| <p>報告書中 第 2 編 外部監査の結果 第 2 章 私債権各論 I 総務部の私債権 I - 2 財政課 地域総合整備資金貸付金 4 財務事務執行状況の検討 4 - 2 借入金残高状況報告書の回収事務の検討 （指摘事項）旧様式の借入金残高状況報告書の使用について</p> <p>平成21年 9 月から，民間事業者の資金調達及び償還計画の柔軟性を確保するため，ふるさと融資の融資比率を償還完了時まで維持する要件を緩和し，貸付実行後は融資比率の維持を要しないものとなった。これに伴い借入金残高状況報告書の様式も融資比率の記載が削除されている。</p> <p>しかし，平成23年度の借入金残高状況報告書を確認したところ，産業立地課において旧様式で受理していた。業務自体に何ら影響はなかったものの，制度・様式等の変更を随時・的確に把握し，所定の様式を使用する必要がある。</p> <p>IV 保健福祉部の私債権</p> | <p>指摘を受け，平成24年度以降は所定の様式により報告を受けている。</p> <p>また，制度・様式等の変更について一般財団法人地域総合整備財団のホームページを確認するなど随時把握に努めている。</p> |

IV－6 社会福祉課 介護福祉士等修学資金貸付金
 4 債権の管理
 4－4 財務事務執行状況の検討
 4－4－5 滞納先への対応

（指摘事項）償還期の滞納者に対する歳入の調定未実行について

平成23年度末の残高のうち返済が滞っている2件（A氏及びB氏）について、延滞後、歳入の調定（未収債権）が行われていないものがあった。

仮に、償還計画どおり歳入の調定を実行した場合の平成22年度末及び平成23年度末における収入未済金額は以下のとおりである。

| 項 目 | A 氏 |
|----------------|----------------------------|
| 歳入の調定停止期間 | 平成22年 4 月～ |
| 歳入の調定停止期間の未請求額 | 平成22年度：60千円 平成23年度：60千円 |
| 平成22年度末未収債権額 | 140千円 |
| 平成23年度末未収債権額 | 150千円 |

| B 氏 | |
|-----|--|
| | 平成20年 9 月～ |
| | 平成20年度：35千円 平成21年度：12千円 平成22年度：一千元 平成23年度：一千元 |
| | 117千円 |
| | 82千円 |

経緯を確認したところ、過去からの手続を踏襲したというものであり、その理由は明らかではない。未収債権額の適切な把握を行うためにも、滞納期間についても歳入の調定を行う必要がある。

IV－8 子ども福祉課 母子寡婦福祉資金貸付金
 1 債権の概要

●延滞金

（指摘事項）違約金の徴収について

国が定める「母子及び寡婦福祉法施行令」では延滞金を徴収することとしているが、実務上延滞金の調定及び徴収はなされていない。加えて、有利子貸付金の延滞利息についても当初元利均等計算された利息のみしか調定していない。本来であれば利息部分についても違約金を調定及び徴収すべきである。

他県でも徴収事例がないことから当県でも徴収していないとの回答（子ども福祉課）を受けたが、徴収しないのであればその根拠と依るべき規程を明らかにすべきである。

2件のうち1件は、平成24年4月から、他の1件は、平成25年1月からそれぞれ滞納期間についても歳入の調定を実施している。

また、調定実施後は、その内容も反映して未収債権額の管理を行い、適切な収納に努めている。

なお、平成24年度以前分の未収債権については、平成25年7月末までに全額納入済となっている。

延滞金（違約金）の徴収については、低所得者の多い母子家庭等の母等が、生活費を工面しながら貸付金を返済している事情や、少額ながら返済し続けている方の返済意欲を持続させることなどを考慮すると、納期限までに返済できなかったことで生じる延滞金（違約金）まで徴収することは、難しい状況であることから現在まで徴収していない。

しかし、施行令に定めがあることから、今後、他県の状況を参考にしながら、延滞金（違約金）の

3 債権の管理

3-4 債権管理に関する財務事務の執行状況 （指摘事項）時効の誤認識による回収不能債権

鹿児島地域振興局の管理する貸付金のうち53件21,426千円は以下の理由による実質的な回収不能債権である。

平成16年度、貸付金の一部償還に係る時効の考え方を誤り、借受人に債務の一部償還と時効の援用申立てを同時に指導してしまった。この一部償還等により法的には当貸付金の時効が中断したが、借受人が既に時効援用の申立書を提出していることから、これ以降、借受人への督促を停止している。

なお、当事案に係る平成16年度不納欠損処分案は鹿児島福祉事務所内で決裁されたが、本庁において時効取扱いの誤認識に気づき、結果的に不納欠損処分は行われなかった。

VI 農政部の私債権

VI-1 農業経済課 農業改良資金貸付金

7 債権に係る財務事務

7-2-2 延滞回収対策事務

（指摘事項）違約金について

違約金については別途台帳で管理され免除されていないが、元金の回収も厳しい実態から元金回収後の回収が予定されている。行政監査でも指摘されている事項であり、実務的な課題はあると思われるが、県会計規則等の定めにより調定の必要がある。

10 貸付先別管理方法の検討

（指摘事項）債務承認書及び償還計画の入手について

債務承認書及び償還計画については、平成22年度の行政監査の結果も受けて、入手が鋭意推進されている状況ではある。

債務承認書は、借受人が債務を認めているという書類であるが、現在返済中の一部の借受人からは入手できていない状況も見られるようである。また、前記の表のように地域により入手状況に差異を生じている（大隅地区は10件中3件しか入手されていない。）。

仮に法的な措置をとる場合においても重要な書類と位置付けられると思われるので、今後の入手方法

徴収について検討してまいりたい。

母子寡婦福祉資金貸付金の償還については、本来、「貸付金全体で一つの債権」として判断すべきところを、「時効完成」の認識を調定ごとと判断し、「債務の時効援用申立書」を受理し、また償還指導の結果、一部を償還させたことにより、時効の中断が成立したことから、実質的に回収不能となっているものである。

その後においては、各地域振興局等で不納欠損処理を検討している事例があれば、事前に本課へ相談の上、対応するよう、担当者研修会等で指導するなど再発防止に努めている。

違約金の調定については、延滞額が高額で少額分納している延滞者が多く、償還期間中に違約金を徴収することは返済意欲を著しくそぐこととなり、全国的に違約金を徴収する際に調定を行っている県が多いことなどから、本県もそのような取扱いとしている。

しかし、県会計規則等の定めがあることから、調定については他県の状況も参考にしながら検討してまいりたい。

債務承認書については、主に時効の中断を目的として、1年以上返済のない借受者等から面談等において徴収することにしており、返済中の一部の借受者についても、必要に応じて面談調査を行うなどして徴収することとしている。

債務者等の状況については、延滞者台帳にその状況を記載して適切に管理している。

償還計画などの債権管理に係る

を検討する必要があると思われる。なお、仮に債務者や保証人が死亡等でどうしても入手できない理由がある場合には、その理由を明確に記載した書類を作成し保管しておくことが求められると考える。

また、償還計画は内容ある面談を実施した証となるとともに、指導が適切に行われているかを示す資料ともなる。必ずしも償還計画のとおり返済が進むとはいえないが、借受人の返済意思を書面上も明らかにしておくことは、回収促進上も重要なことであると考え。地域振興局や農協等も同行しているのであれば、同行者も署名し、それぞれで保管し回収促進に資することも検討するのが適当と思われる。

滞納債権の中には、回収努力をもってしても、結果的に回収できないものが生じることがあり、法的措置に頼らざるを得ない場合もあるが、その前段階としての回収努力の姿は形としても残す必要がある。

Ⅶ 土木部の私債権

Ⅶ- 2 建築課 鹿児島県住宅供給公社健全化貸付金

3 公社財務状況

（指摘事項）「地方住宅供給公社会計基準」の準拠について

「地方住宅供給公社会計基準」とは、地方住宅供給公社がその会計を処理するに当たって従わなければならない基準である。

平成20年度より当基準における分譲事業資産の評価基準は下記改定されたが、公社は変更後の会計基準に準拠していない。

| 項 目 | 改訂後地方住宅供給公社会計基準 |
|------------------------------------|--|
| （重要な会計方針） 分譲事業資産の評価 基準及び評価方法 | 個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| 根拠条文 | （会計基準） 第23条 但書 ただし、分譲事業資産等については、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。 |

| 鹿児島県住宅供給公社 | |
|------------|---|
| | 個別法に基づく原価法 |
| | （鹿児島県住宅供給公社財務規程） 第41条 2 分譲事業資産の貸借対照表価額は、時価が取得原価よりも下落した場合には時価を適用して算定する方法（以下「低下基準」という。）によることができる。 |

書類については、農業経済課で管理しているが、案件によっては、地域振興局や農協等へ書類（写し）を提供し、回収業務に役立てており、今後も関係機関と連携しながら未収債権の回収に取り組むこととした。

鹿児島県住宅供給公社において、「改訂後地方住宅供給公社会計基準」に準拠するよう、同公社財務規程を改正した。

県としても、同公社の業務の健全な運営を確保するため、適正な改善がなされるよう業務監督を行っている。